

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年9月20日

【会社名】 アイティメディア株式会社

【英訳名】 ITmedia Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大槻利樹

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号

【電話番号】 03-6822-9200（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 工藤靖

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号

【電話番号】 03-5293-2612

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 工藤靖

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

会社法第236条及び第238条に基づき、平成19年6月15日開催の定時株主総会及び平成19年9月20日開催の当社取締役会において平成19年11月1日に新株予約権発行を決議いたしましたので、証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項2号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

イ 銘柄 アイティメディア株式会社 第8回新株予約権

ロ 新株予約権の内容

(1) 発行数

70個

上記総数は、割当予定数であり、引き受けの申し込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(2) 発行価格

新株予約権と引換に金銭の払込を要しない

(3) 発行価額の総額

未定

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

アイティメディア株式会社普通株式 70株

(新株予約権1個当りの目的となる株式数1株)

(5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額 (注1)

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は1株あたりの金額(以下「行使価額」という)は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所の当社普通株式の終値平均値または割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額とし、1円未満の端数は切り上げる。なお、新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合、その他行使価額の調整を行うことが適切であると認められる場合には、当社が必要と認める調整を行うものとする。

(6) 新株予約権の行使期間

平成22年11月2日～平成25年11月1日

(7) 新株予約権の行使条件

①対象者は、以下の区分に従って、新株予約権を行使することを条件とする。ただし、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生ずる場合は、これを切り上げた数とする。

a. 平成22年11月2日より1年間は、割当てられた新株予約権の25%について権利行使することができる。

b. 上記a. 経過後、1年間は、割当てられた新株予約権の50%について権利行使することができる。

c. 上記b. 経過後、平成25年11月1日までは、割当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。

②新株予約権の割当を受けた者（以下「対象者」という）が権利行使の時に、当社ならびに当社の子会社および関連会社の取締役、監査役、執行役員、従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。

③対象者が死亡した場合は、新株予約権割当契約に定める条件により、相続人がこれを行行使することができる。

④対象者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができない。

(8) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

①本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本号①記載の資本金等増加限度額から本号①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

注1 新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、上記行使価額は、分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う場合は、上記行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における、「新規発行株式数」は「処分自己株式数」および「1株当たりの払込金額」は「1株当たりの処分価額」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数} \times 1 \text{ 株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ハ 当該取得の申込の勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役 3名 70個 (70株)

二 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として定義府令第3条の3第2項各号に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

該当なし

ホ 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

新株予約権付与の対象となる者との取決めは、上記ロ及びハに従う新株予約権割当契約の締結によって行う。

以 上